

輸出梱包条件書

【航空機用通常梱包】

JIS Z 1506 および JIS Z 1516 以上の規格を満たす複両面段ボールまたは複々両面段ボール、かつ JIS Z 1507 の規格を満たす形状の箱とする。

1. 梱包ケースの両サイドには、次の図のようなケースマークをつける。



仕向地, 仕向国

ケースナンバー ○/○

2. CAUTION/CARE MARK (FRAGILE, THIS SIDE UP 等)を必要に応じて記載する。
3. 複数の箱があるときは、航空機への荷積み・荷卸しに便利のように、Unit Load Device (ULD) への積み付けを行う。
4. 輸出梱包をした場合に不要となった国内輸送用梱包材は、受注者が廃棄する。

【それ以外の梱包】

1. 仕向国や経由国の気候や規定にも留意し、防水処理や木材の燻蒸処理等を適切に行い、木材梱包が必要な場合は、国際基準に沿った仕様の梱包をする。なお、梱包に木材を使用する場合には、指示により燻蒸証明書を取り付ける。
2. 特殊梱包を要する貨物については、輸送業者の専門的見地を踏まえて輸送に耐えうる梱包を行う。特殊梱包費用を請求する場合は、梱包前に発注者に見積書を発行し指示を待つ。
3. ガラス製品等破損しやすい貨物が国内梱包のまま引渡された場合には、緩衝材を追加するなど十分な梱包を施す。

以上